

研修事業 人財サポートセンター「歩ろん」

人財サポートセンター「歩ろん」のご紹介

研修事業では企業や福祉施設の職員を対象に職員のスキル向上を目的として ①講師派遣 ②リーダー養成北九州塾 ③各企業・施設での人材育成支援 等を行っています。

福祉施設では信頼できる人材が求められ、段階的な人材育成も必要となってきました。そこで、平成26年度からは公開講座として下記のような研修・講座も行っていく予定です。

- 新規採用職員研修
 - 新規採用からのフォローアップ研修
 - 中堅職員研修
 - 管理者研修
 - 講演会
- 等

講師謝金、研修内容についてはお気軽にご相談ください。

1歩1歩〜♪



社会福祉法人 北九州精神保健福祉事業協会

ジョブサポートセンター八幡



ジョブサポートセンター J S C 八幡 運営主体の紹介

社会福祉法人 北九州精神保健福祉事業協会

基本理念

障がいがあっても一人の人間として尊厳をもって住み慣れた地域で自立した生活ができるように、障がい者本人とその家族・地域の方々と協働して支援し続けます。

また、地域の社会資源の一員として市民の方々の福祉の向上に努めます。

事業種別	就労移行支援（一般型）	自立訓練（生活訓練）
事業開始	平成25年4月1日	
事業所番号	4016600324	
利用料	障害者総合支援法の定める利用料負担額	

北九州精神保健福祉事業協会が行っている事業

- ジョブサポートセンター八幡
（就労移行支援事業・自立訓練事業・研修事業）
- 北九州市立浅野社会復帰センター
（就労移行支援事業・就労継続支援B型事業）
- 地域活動支援センター「ひこうき雲」
- 精神障害者地域移行支援事業
- あさのホーム（グループホーム）
（共同生活援助事業）
- ジョブサポートセンター黒崎
（就労移行支援事業）
- 精神障害者小規模作業所巡回指導事業
- 指定一般・特定相談支援事業所「あさの」

〒805-0019
北九州市八幡東区中央2丁目1-1
レインボープラザ6階
TEL：093-616-0020
FAX：093-616-0024

営業日：月曜日～金曜日
（8：30～17：15）
利用時間：9：30～15：30
※祝日は休みです。
※行事などにより土曜日に開館することがあります。



J R：スペースワールド駅より徒歩15分
西鉄バス：「中央二丁目」「八幡東区役所下」
バス停より徒歩5分

就労移行支援事業

定員 18 名

利用期間：最大2年

利用していただきたい方

- ・18 歳以上 65 歳未満の発達障がいのある方
- ・「就職したい」「働きたい」という気持ちのある方
- ・就労訓練や生活の支援を受け、社会的自立を望む方
- ・週3日以上以上の通所が可能な方
- ・単独で通所することが可能な方
- ・医療機関・関係機関からの紹介がある方
- ・通院や服薬の管理ができる方

基礎訓練

- グループワーク
- パソコン訓練
- 基礎学習
- ワークサンプルプログラム
- 事務補助
- スポーツ活動

企業での体験実習

- …2, 3 か所の実習を予定
- JSC 八幡が提携している企業への実習
- 希望する企業への実習

一日の流れ

9:00～9:20	出勤
9:30～9:45	ラジオ体操
9:45～9:50	朝礼
9:50～11:45	訓練(午前)
11:45～12:00	振り返り(午前)
12:00～13:00	昼休憩
13:00～14:45	訓練(午後)
14:45～15:00	振り返り(午後)
15:00～	終礼

※その方の状況によって時間帯が異なる場合があります。

働き続けるための支援を行います

就職が決まった後も関係機関と連携して個別相談や職場環境の調整などを行います。

見学

現在の状況や将来の希望についてお話を聞かせていただきます。

体験

当センターがご自身に合っているかどうか検討していただきます。

契約

- ①受給者証の申請
- ②受給者証の取得後、JSC八幡での契約を行います。

訓練

- ・基礎訓練
- ・企業での体験実習

求職活動

ハローワークなど関係機関と連携して求職活動を行います。

就職

- ・定着支援
- ・定着相談

復職

復職後も、必要に応じて相談可能です。

まずはお電話にてお問い合わせください
(☎ 093-616-0020)

自立訓練（生活訓練）事業

～ペルシュ～

定員 8 名

利用期間：最大2年

利用していただきたい方

- ・現在うつ病で、
 - 休職中。職場復帰を目指している方
 - 離職中（アルバイト含む）。
 - 再び仕事に就きたいと考えている方
- ※18 歳以上 65 歳未満の方に限ります

～正式利用を希望する場合～

障害福祉サービス受給者証(以下受給者証)を申請していただく必要があります

申請に必要なもの

下記のいずれかが必要になります。

- ・医師の意見書
- ・障がい者手帳

また、自立支援医療を受けている方も申請ができます。

申請手順

- ① お住まいの区役所(保健福祉課、高齢者・障害者相談係)にて受給者証を申請
- ② 認定調査員がご自宅に訪問
- ③ 受給者証の交付

プログラム

- ・各プログラム
- ・定期的な面談

復職に向けて

必要に応じて、主治医・産業医の先生や職場の方と復職に向けた調整を行います。

主なプログラム

- リカバリープログラム
心身の健康回復と、うつ病の再発予防が目的です。
- コミュニケーションプログラム
コミュニケーションを楽しんだり、円滑なコミュニケーション方法を実践的に練習します。
- キャリアプログラム
ペン習字や企画書作成、プレゼンテーションなど

他にも様々なプログラムがあります。

その他

生活リズムや心身の健康を管理するため、「生活の記録」を記入していただいています。
また、定期的に面談を実施し、個別サポートも行っております。